

副 本

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原 告 株式会社グローバルダイニング

被 告 東 京 都

5

原告の証拠申出に対する意見書

令和3年12月13日

10

東京地方裁判所民事第42部A合戻係 御中

15

被告指定代理人	松 下 博 之	
同	加登屋	
同	石 澤 泰 彦	
同	長 尾 若 葉	

20

被告は、原告が令和3年11月15日付け証拠申出書及び同年11月17日付け証拠申出書(2)により人証を申し出ていることについて、それらの採否に関する意見を述べる。

第1 被告の意見

原告の人証（本人尋問及び証人尋問）の申出については、いずれも採用する必要性がないから、却下されるべきである。

第2 意見の理由

5 1 原告代表者本人について

本件命令の適法性を審理するに当たって、原告代表者本人の供述を吟味、弾劾する必要性はもとより乏しいものと考えられる上、原告の経営状況その他の状況については決算資料（甲48）や原告代表者の陳述書（甲68）等の書証が提出されており、それらを吟味すれば足りると考えられるから、証拠調べの必要性は認められない。

10 2 被告代表者本人について

本件命令の決定権者（決裁権者）は知事ではなく補助職員による専決によるものであるから、その点で既に証拠調べの必要性は認められない。また、本件命令の適法性やその発出につき被告の公務員に職務上の義務違反又は過失が認められるか否かは、本件命令が政府対策本部長による緊急事態宣言の期間内において発出されたことを前提に、本件命令の内容（甲23）、被告が本件命令等の新型インフルエンザ緊急事態措置を行うに当たり依拠した基本的対処方針（乙1）や国（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の特措法の解釈等に係る事務連絡（乙4）の内容、都内の感染状況（新規陽性者数等）や医療提供体制の負荷の状況（入院患者数等）を示すデータ（乙36等）などの資料（書証）を吟味、検討することによって客観的に決せられるべき事項というべきものであるから、証拠調べの必要性は認められない。

20 3 証人2について

政府分科会ないし基本的対処方針等諮問委員会での判断及び判断過程等は、同分科会及び同諮問委員会の議事録や配布資料等の書証を吟味、検討すれば足りるから、証拠調べの必要性は認められない。

4 証人3ないし5について

令和3年3月に本件命令等の措置命令を発するに当たっての学識経験者への意見聴取手続（特措法45条4項）は、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会（令和3年3月5日開催）の書面開催で実施されているが、同審議会における各委員の意見は同審議会議事録（乙24）において明らかになっているのであるから、証拠調べの必要性は認められない。

5 証人6について

当該事項は書面による審理に同じむものであって同人の記憶に基づいて具体的な事実の供述を求めるものではないと考えられる上、原告提出の甲53の1、同53の2及び同54の内容を吟味、検討すれば足りるものといえるから、証拠調べの必要性は認められない。

6 証人7について

被告が本件命令を発出するに当たって依拠した特措法の行政解釈については国（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の事務連絡（乙4）において示されている上、同法の解釈及び適用は裁判官の専権に属するものであることなどから、証拠調べの必要性は認められない。

以上